



栄村議会報

第205号

●発行／栄村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○行政視察研修報告 ○主な可決案件 ○令和4年度予算推移 ○一般質問7名
○陳情審査結果

行政視察研修報告

大町市 荒山林業の取組

年に一度の議員視察研修、コロナ禍で宿泊を伴う遠方には行けません。今年度は少し足を延ばし11月8日、「大型林業とは異なる林業の形」を求めて、議員8名、事務局1名、農政課3名の計12名で大町市木崎湖畔の荒山林業さんを訪ねた。

荒山林業は約270haの森林を持つ自家林家。現在は40歳の荒山雄大

(ゆうた)さんが当主。妻のあゆみさんと二人で、いろいろチャレンジングなことをやっておられる。

3代前の荒山正直氏が山に植林したことが荒山家の林業の始まり。雄大さんの祖父・幸久氏が地元森林組合長職に専念する中、雄大さんの伯父・雅行氏が1970年代から現場を継承し、「この地に自然に芽生えたもの―在るもの―を尊重し、その天与の恵みによって生かされ、そして森林の持つ諸機能より潤沢に発揮されるような施業・経営」を目指してきた。

しかし、2012年、雅行氏が61歳の若さで急逝。幸久氏も2015年に逝去されたため、それまで林業との関わりはなかった雄大さんが相続、2017年7月に自営を開始した。同年12月、あゆみさんが山に入り、結婚。

荒山家の森林は1/3が人工林(スギ、カラマツなど)、2/3は天然



(自家山林内の研修施設前で説明を受ける)

林。標高800mくらいあるが、雪は栄村より少なく、「日本海側の豪雪地帯(ブナ帯)と内陸の少雨地帯の間の中間帯(コナラ・クリ帯)に属し、豊かな植生、多様なパターンの森林が存在」する(荒山林業資料から抜粋)。



荒山雄大さん・あゆみさんは、雅行氏の方針を引き継ぎ、「1本1本の木と知り合って共生していく『単木的管理』」を実践している。

木崎湖畔で出迎えをうけ、マイクロボスのまま林道に入った。目に飛び込んできたのは、紅葉期ということもあり、これまでに見たことがないような綺麗な林(参加者全員が感嘆)。午前中は、先代時代に荒山林



業に在籍された香山由人氏（現在は
（株）山川草木代表取締役）に山を案内
していただいた。日々、山を歩き、
木々を眺め、たとえば2本の木が競
合状態にある場合、それぞれの木の
様子、関係性をよく見極め、育てる
木を決める。そして、その木の成長
の妨げとなる木を伐る。もちろん、
伐る木の全面活用プランも立てる。
私たちは実際に立木を見ながら、育
てる木と伐る木の関係を教えていた
だいた。

紹介した方針での施業では簡単に
は生活できない現実があるという。
現在の主流の施業は伐つて原木市場
に運び込むのみ。その後、材がどこ
に行き、どのように使われるか全く
わからない。それに対して、荒山さ
んが行っているのは、「材を使う人
の注文を受けて伐る」というもの。
それには、地域に製材所があること、
さらに乾燥施設も確保できることが
重要となる。いま、大町では製材所
はあるが、乾燥施設は確保できてい
ない。

前に進むには、山の様子、伐採、
集材、製材等の一連の流れをでき
るだけ多くの人たちに知ってもら
い、共有してもらおうことが大事。
2021年12月29日、「100年生
カラマツ新月伐採」が行われた（荒
山林業「Youtube」を検索で動画を
見られる）。雪の山での開催だった
が、40名以上の人たちが参加。
小さな子どもを含む全員が斧を入
れた。雪が消えた5月2日に集材イ
ベント、7月30日に製材ツアーも行
われ、伐採参加者らが再び、三度集
まった。

こうした荒山林業の創造的な取り
組みを支えているものの一つに県北
アルプス地域振興局の「広葉樹活用
フォーラム」がある。11月8日の私
たちの視察研修にも、振興局林務課
池田さん、県から大町市に向向の出
口さん、大町市議 中村さんが参加
して下さった。雄大さん・あゆみさ
んは今年度から環境省の「地域循環
共生圏づくりプラットフォーム事
業」にも応募、採択され、魅力のあ
る地域価値の創造へ、たゆまぬ前進
を続けられている。

先代までの想いと、 いま私たちが想うこと。

私たち荒山林業は長野県大町市の木崎湖畔で
約270haの森林をもつ自家林業です。

私たちは先代達よりその面積の1本1本の木
と知り合って共生していく「単木的管理」とい
う施業方針とともに山を受け継ぎました。

三代目にあたる荒山正直が山に植林したこと
が荒山家の林業的なはじまりと言われており、
当代の祖父にあたる故・荒山幸久、当代の伯父
にあたる先代の故・荒山雅行は共に山へその生
涯を捧げてきました。

なかでも先代の雅行は、時代的な流行に流さ
れず広葉樹を活かす択伐林経営を目指した林業
家でした。

時間的ブランクがありながら、先代達から山
を引き継ぎ、正にこれからという中で、私たち
は山が人生に寄り添ってくれていることを喜ん
でいます。

森林は経済的な価値だけではなく、**情動的な
価値**においても資産です。

日本全国の山が価値をなくしてしまったかの
ように言われていますが、山は本当に価値をな
くしてしまったのでしょうか？

あちこちでお荷物扱いされているスギやヒノ
キやカラマツの人工林は、果たして本当にお荷
物でしかないのでしょうか？

山があるから儲かる。確かにそうすれば山林
所有者は意欲を出し日本の山は変わるかも知れ
ません。

でも私たちはそれ以上に、山があるから人生
は楽しい！と、お伝えしたい。

〔11/8 荒山林業配布資料より転記〕

（松尾記）

令和4年12月定例会 主な可決案件

案件名	内容
◆専決処分について 【令和4年度 栄村一般会計補正予算(第5号)について】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による燃料購入助成券：15,146千円 ・子育て世帯等臨時特別支援事業による住民税非課税世帯等に1世帯当たり5万円給付：18,120千円 ・長野県生活困窮世帯緊急支援金による住民税所得割非課税世帯等に1世帯当たり3万円給付：2,550千円 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業：7,936千円など ・補正額：43,752千円
◆令和4年度 栄村一般会計補正予算(第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料等高騰による公共施設電気代等：12,702千円 ・雪害対策救助員増員等雪害対策経費：4,948千円 ・冬季観光客の誘客支援事業補助金：4,500千円 ・観光施設の維持管理(スキー場特会操出金含む)：8,316千円 ・村道除雪 燃料高騰による予算増：4,000千円など ・補正額：39,088千円
◆令和4年度 栄村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度及び本年度上半期の状況から、保険給付費に不足が見込まれるための増額：6,000千円 ・令和3年度療養給付費確定に伴う返還金：3,148千円など ・補正額：11,811千円
◆令和4年度 栄村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料等の高騰による不足分と消火器の更新：753千円 ・マイナンバーカードを保険証として使用できるようにするためのシステム導入委託料：605千円 ・補正額：1,358千円
◆令和4年度 栄村秋山診療所特別会計補正予算(第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・秋山診療所にマイナンバーカードを保険証として使用できるようにするためのシステム導入委託料 ・補正額：605千円
◆令和4年度 栄村介護保険特別会計補正予算(第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 一昨年度及び今年度上半期の給付状況から一 ・居宅介護サービス給付費に余剰が見込まれるため。 ・補正額：▲8,000千円 ・施設介護サービス給付費に不足が見込まれるため。 ・補正額：6,000千円 ・居宅介護予防サービス給付費に不足が見込まれるため。 ・補正額：2,000千円
◆令和4年度 栄村介護サービス特別会計補正予算(第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料高騰のため。 ・補正額：250千円
◆令和4年度 栄村簡易水道事業会計補正予算(第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管等の修繕費 ・補正額：400千円
◆令和4年度 栄村スキー場特別会計補正予算(第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料高騰による不足分と、スキー場圧雪業務に関する経費 ・補正額：2,950千円
◆栄村議会議員及び栄村長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法の改正に伴い、栄村議会議員及び栄村長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関してポスター1枚当たりの単価を改正するもの。 ・改正前：525円6銭→改正後：541円31銭
◆職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の定年引上げに係る地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例、規則、要項、規定を改正、廃止するもの。
◆職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の定年を引き上げることにより、再任用制度が不要になるため廃止 ・令和5年4月1日から施行
◆一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ・改正前の条文内にあった「再任用常勤職員」といった区分の名称変更
◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> 一文言の変更一 ・改正前：短時間勤務の職に採用された職員を除く。 ・改正後：定年前再任用短時間勤務職員を除く。

案 件 名	内 容
◆職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一言の変更 ・改正前：減給は、1日以上6月以下の期間給料月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。 ・改正後：減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。 この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。
◆職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一言の変更 ・改正前：再任用短時間勤務職員 ・改正後：定年前再任用短時間勤務職員
◆栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一言の変更 ・改正前：短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員法第22条の1項第2号に掲げる職員を除く。 ・改正後：地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。
◆公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一職員の定年等に関する条文の追加 ・第2条の2(5)：職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動帰還を延長された管理監督職を占める職員……ほか
◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一職員がより育児休業を取得し易くするための改正 ・育児休業の取得回数制限の緩和 ・非常勤職員の子の出産後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和 ・非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化
◆令和4年度社会資本整備総合交付金(道路)事業 村道箕作泉平線改良(5)工事 工事請負契約の締結について	・工事路線の一部に使用する大型のL型擁壁の裏込め材は、発生土を使う計画でしたが、土質試験の結果、強度不足が判明し、再生クラッシュラン(砕石や砂利のこと)を使用することとしたため。 ・当初契約：49,500千円・増額：6,963千円・変更契約：56,463千円
◆東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について	・令和5年4月から事務組合事務所を長野市から東御市に変更するため。
◆栄村教育委員会委員の任命について	・任期が令和5年1月4日をもって満了となることから、引き続き 渡辺 要範氏(横倉)を教育委員に任命

◆令和4年度 栄村予算推移◆

単位：千円

区 分	当初予算	4月補正	6月補正	9月補正	10月18日 専決・補正	12月補正	予算総額	増減額	増減率%	構成比
一 般 会 計	2,895,000	73,447	59,241	16,426	43,752	39,088	3,126,954	231,954	108.01	
特 別 会 計										
国民健康保険(事業勘定)	227,545					11,811	239,356	11,811	105.19	24.4%
国民健康保険(施設勘定)	122,527	4,400		1,926		1,358	130,211	7,684	106.27	13.3%
秋山診療所	3,919					605	4,524	605	115.44	0.5%
後期高齢者医療	30,466						30,466	0	100.00	3.1%
介護保険	406,979			4,667			411,646	4,667	101.15	42.0%
介護サービス	7,869					250	8,119	250	103.18	0.8%
スキー場	112,414			700		2,950	116,064	3,650	103.25	11.8%
ケーブルテレビ	30,275		2,145	7,170			39,590	9,315	130.77	4.0%
特別会計合計	941,994						979,976	37,982	104.03	
公 営 企 業 会 計										
簡易水道事業	110,522		26,830	3,906		400	141,658	31,136	128.17	
下水道事業	16,677						16,677	0	100.00	
公営企業会計合計	127,199						158,335	31,136	124.48	



松尾 眞議員

深坂峠から柏崎原発がよく見えた。栄村は50km圏内。栄村が意見を言う場はあるのか？

長 東電と連絡体制に関する覚書を平成27年に締結。定期的に連絡会議。「発言すべきことはする」が大事。

柏崎刈羽原発の再稼働問題

松尾

10月26日に深坂峠に行った。天気がよく、佐渡島も見えた。目を右に振ると、柏崎原発所が見えた。「ここは野々海池の近くではないか」と思い、ゾツとした。50km圏内は風向きの影響で最も放射能汚染を受けられる可能性がある。福島第一原発事故の時の飯館村のように。柏崎原発の再稼働へ状況が急展開しているという認識はあるか。50km圏内は危険ゾーンという認識は？栄村は発言する場、機会はあるのか。

村長

50km圏内にあることからの危険性、安全の確保に関わって村民の不安解消を目的として、連絡体制

制に関する覚書を平成27年に東電と締結した。長野県、飯山市、野沢温泉村も同じく締結。原子炉に支障をきたす事態や放射能が規定値を超えた時に東電から内容と対策を報告することになっている。年一回定期的に連絡会議を開いている。言うべきことは発言するという認識で会議に臨んでいくことが重要だと思っている。

松尾

覚書・連絡会議のことは今まで議会でも報告されなかったのではないか。覚書は予防対策云々よりも、何かあった時に連絡がスムーズにできる土壌づくりという面が濃いのかなと感じる。連絡会議で、村民にどういふ被害が予想されるか、村はどう対処するのか、それに対して東電はどう協力するのかに踏み込んだ議論をしてもらいたい。柏崎原発に関して、長野県知事は新潟県知事のような発言権をもたないが、長野県が本気で取り組んでくれることが非常に重要ではないか。村民にきちんと周知していくことについての考えを。

村長

村と長野県の間を密にしていく。そして、「発言するべきことはする」が大事。議会との意見交換がなかった。今後、検討する。50km圏内に原発があること、村民がえらく恐怖を感じるようなことがあってはいけないが、伝えるべきは伝えていきたいと思う。



保坂眞一議員

森林環境譲与税の配分基準の見直しは。

長 確実な財源として、確立し、森林環境整備を進めたい。

森林環境譲与税による森林整備について

質問

森林整備は、地球温暖化防止のみならず国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出につながる。

この譲与税の配分基準は、人工林面積や林業従事者数に加えて人口を考慮しているため、都市部に多く配分されている現状である。

国では、その配分基準の見直しの検討に入り、令和6年から新基準により配分する予定とのことであるが、村長の見解を伺う。

村長

森林環境譲与税については、人工林の面積50%、林業従事者数20%、人口30%が配分基準としている。

森林面積が少ない都市部でも、人口が多いことで配分が多くなることはお

かしいのではないかといいことで、全国の森林を多く持つ自治体を中心に見直しを強く要望してきた。森林環境の整備や林業振興に取り組む自治体に多く配分される制度になるよう見直しを期待している。

本村においては、確実な財源として確立し、里山整備、緩衝帯整備、ライフレイン確保事業、鳥獣対策等、栄村森林組合や県林務部等と調整を深めて森林環境整備に取り組んでいきたい。

マイナンバーカードについて

質問

国民1人1人に個人番号を割り当てるマイナンバーカードの本村における交付率は。地方交付税算定にあたり、マイナンバーカードの交付率を反映させる方針について村長の見解を伺う。

村長

10月末現在の申請は780件、交付は701件で、交付率は41.4%となっている。

地方交付税の算定にマイナンバーカードの交付率を反映させる件だが、この地方交付税は、各自治体間の財源の不均衡を調整して、すべての地方自治体が一定の水準を維持し得る財源を国が保障するため交付されるものであり、国の施策を普及するための手段として地方交付税に差をつけることは、本来あってはならないと思う。



相澤博文議員

気候変動によるこれからの栄村の農業は。

長 農村の団結、農業集
村 団の結束が重要。

気候変動について

質問

温暖化は喫緊の課題で、危機感を持たないと地球規模で我々の生活が脅かされる。最新の情報では、人間が引き起こした気候変動が、暴風雨や干ばつなど極端な気象現象の頻度を高めて広範囲に悪影響を起し、被害に伴う損失が発生したことを明確にしている。災害に結び付くと同時に、気候変動による食料事情と併せて、コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻により混乱が起きて、ただ事ではない。脱炭素に向けて総合的に対応しなければならぬ。気候変動の入り口として他の社会問題にも繋がるような自由環境教育が叫ばれている。栄村の再生可能エネルギーはどんな状況なのか。栄村の農業のこれからはどうなのか。村民と協働での気候変動について教育での取り組みは。

村長

小水力発電として小赤沢地区における計画もあった。また坪野地区で調査が進められている計画は、ボーリング等の試験も行われている。白鳥地区のバイオマス発電は、令和4年3月に経産省からFIT認可の取得というような事も聞いている。また屋敷地区においては地熱発電計画もあるようだ。気候変動による水害などの物的被害からくる農業意欲の精神的な気持ちの低下が一番心配するところである。農村の団結、農業集団の結束が重要になってくる。原生林を切り開き、化学肥料で土壌を変えて、生態系が変化し、人類が地球環境に甚大な負荷を与えていることの認識を持つことが必要だ。

教育長

小中学校では国の機関で環境教育指導資料を作成し学習への指針を示している。総合的な学習などでも地域や学級の事情に応じてこれらの学習を推進している。

総務課長

屋敷地区の地熱発電は、地区住民に説明し同意書の取得について会議を行い、源泉の所有者、地権者の方への訪問等行っている。業者としては、今年度中に栄村自然保護審議会にかけ、許可後温泉法などの許可を得たいとのことである。



魚田清美議員

栄村の見守り体制について。

長 適切なサービスを提供し
村 つつ、よりきめ細かい実
態の把握に努めていく。

超高齢化の進む栄村の見守り体制と人材確保について

質問

令和4年10月1日現在の住民台帳による一人暮らし、二人暮らし世帯は約71%（施設入所、施設就業者除く）。よって家族間における支援力が低下している。住み慣れた地域で安心安全に生活していくために、村ではどの様な見守り体制を行い、住民にとって満足できるものとなっているか。高齢化による住民の健康状態の把握や日常生活支援など今後どのような問題が発生するか。

村長

高齢者と言われる階層は、平成12年をピークにして減少している。サービスを提供する高齢者は増えないが、現在のサービスを維持、充実を図って行く上でサービスを提供する側の年代、その人員確保が課題。よりきめ細かい実態の把握に努めてい

質問

見守りは単なる安否確認かな段階がある。高齢化が進み隣近所も親戚も高齢者で、人手不足は村内における緊急時、災害時の情報発信が遅れる。スマホの活用やリモートで住民同士、診療所の医師、看護師や保健師と繋がるのが不安の解消や見守り、身体の異常の発見にも繋がる。要支援、要介護に関わらず専門的、継続的に関わる人材が住民にとつては重要である。地域おこし協力隊の募集にあたり、専門性や経験をもつ隊員の募集も必要ではないか。

民生課長

健康支援課には課長以外9人の職員がいる。この部門の人員は倍増して体制を整えている。12月現在、要介護183人、要支援30人いるが年々減っている。

総務課長

地域おこし協力隊については、他の所からも要望が出されている。そういった要望にこたえられるような募集活動を進めていきたい。



保坂良徳議員

国民の保護に関する計画を栄村では作成してあるのか。

長 平成19年に作成している。

防災について

質問

近頃の国際情勢から、政府は防衛力の強化を打ち出している。万が一の有事に対し、平成16年に武力攻撃事態における国民保護法を施行している。この法律に対して現段階での対応状況と認識について。また、この保護法第35条に「保護に関する計画を作成しなければならない」とされているが、作成してあるのか。また、柏崎原発から45kmという立地にある当村では、避難路として道路の整備は地政学からも非常に重要であるが、防災計画には載っていない。総合的な計画となっているのか。また、公開されているのか。

村長

この法律は、外国からの武力攻撃やテロ攻撃等の事態が派生した場合、国や県と連携して住民の

避難や救援などの措置を行うものと認識している。保護計画は平成19年に作成している。防災計画への掲載は、趣旨と根拠法令が異なるため掲載されていないが、危機管理、防災体制の取り組みは、重なる内容が多いことから今後の見直しの中で検討していく。

原発から50km圏内に我が村があるという認識はしっかりと持たなければならぬ。避難路としては、国道405号の未開通区間を整備することは大きな効力の一つとして、その必要性は県を通じて国へ要望していく。村民が不安や恐怖をあまり抱かぬよう冷静に議論していく。

少子化について

質問

教育委員会が取り組んでいる「みんなで学校を創ろう！」は、村民が主となって進められ大変注目されている。村としてどのように認識をし、来年度に繋げるのか。

村長

今後における教育体制はどうあるべきかを考えるとき、求めたい将来の栄村の教育の構えを提案しなければならぬ時期にきている。その思いを具現化していくために栄村の教育行政のかじ取りを教育長に託した。教育長との信頼関係があつてこそ充実した教育の展開ができる。教育委員会には是非果敢に行動していただきたい。村としてしっかりと支えていく。



月岡利郎議員

ワサビ栽培のその後の状況と、特産品、観光資源としての見通しは。

長 今後の地域経済に繋がるよう期待したい。

特産品開発の現状と今後について

質問

令和元年度、秋山地域にワサビの試験栽培を行うという事業計画案が承認されて3年が経過した。当初の事業計画では3年目から収穫ができるということであつたが、その後の状況はどうなっているか。また地域の特産品として、観光資源としての今後の見通しはどうか。今後の課題、問題点はあるのか。

村長

秋山郷におけるワサビ栽培の状況等、特産品として秋山だけでなくかどうかが、観光資源となるかどうかが、見通しはまだまだ霞がかかっているというふうに聞いている。

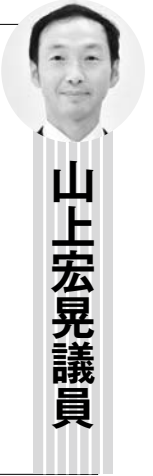
この事業の出発の経緯については私自身よく存じていないが、せっかくだ

域で取り組まれてきたモデル的事業であると思うので、苗場山の伏流水で育つ秋山郷というブランドを生かした販路の研究だとか、質的なもの、量的な生産体制だとか、いろんな研究をして、せっかく始めたことだから今後の地域経済に繋がるように私は期待したいと思つている。

農政課長

秋山地域の産業おこしと新たな産業として確立できるかどうかということを実験的に進めるということで導入した。豊富な沢水を利用して、地域産業としての確立の可能性を調査してきた。

3年目の販売にあたり、コロナ禍があり、ワサビの需要が激減し、それに伴って価格が暴落したこともあるが、昨年度ようやく取引先の目途が立ち、本年度初めて出荷した。収益については、35万円ほどの収入があつたと聞いている。収益を得るためにはまだ数年かかるのではないかと思っている。今年出荷した面積が125平米というなかで35万円という収益なので、収益率については非常に高いと思つている。豊富な水源はワサビの生育に適した土地柄でもあり、農産物として販売するための可能性は秘めていると思われる。引き続き調査を進めていきたい。



山上宏晃議員

国の特定地域づくり事業協同組合制度の活用を研究、検討すべき。

村長 地域の果敢な挑戦に、村が真摯に対応できる形がいい。

村内の小さな仕事についての人手不足について

質問

栄村の特産品であるトマトジュースの原料の加工トマトの収穫は多くの人手を必要とするが、以前より確保しにくくなっている。観光業でも、以前は忙しい期間だけ手伝いを頼むことがよくあった。人手不足が村の産業を縮小させている一面が有る。通年雇用を満たない仕事を複数かけ持つことで若者や移住者の収入にしようという取り組みがある。その一つが、国の特定地域づくり事業協同組合制度である。小谷村と生坂村が活用している。栄村もこの制度の活用を研究、検討すべきでは。

村長

特定地域づくり事業協同組合は、地域が強い思いを持ってこそその出発と認識している。地域の果

敢な挑戦に、村が真摯に対応できる形がいい。どこかで「私がやりますよ」ということになれば「ではやりましょう」ということになるかもしれないが、今の段階でそういったことがあるのか？村がまず最初にこれを作ると言うことではない。

特定地域づくり事業協同組合は、関心ある地域の皆さんはある程度把握している方もいるのではないかと。私もそれが応援していくということになってくれればいいという思いでいる。

土地建物の売買について

質問

栄村は新たな人材を必要としており、信頼できる相手であれば、村内の土地建物を積極的に購入してもらいたいと考えている。しかし、全国の農山村で、生活に関する地域住民とのトラブルや、不在地主により土地建物が適切に管理されないなどの事例が起きている。問題の根本的な解決には、法律や条例などの対策が必要であり、村では対応が難しいかもしれないが、極力問題を未然に防ぐ方策を考えていく必要があるのではないかと。

村長

私有地の取引について、行政は介入出来ない。白馬や野沢でトラブルも聞いているが、その状況によって違い、行政がどうのこうのというのは非常に難しい。

陳情 審査結果

陳情件名	陳情趣旨・項目	陳情者	審査結果
陳情書 免税軽油制度の継続を求める	<p>当地域における冬季観光産業の重要な一つであるスキー場の索道事業者が使用する軽油については、軽油引取税の免税措置が講じられていましたが、この免税軽油制度については令和6年3月末で廃止され、1リットル当たり32円10銭が課税されることとなります。</p> <p>免税軽油制度は、索道事業に限らず、農業用の機械や、船舶、林業、製造業など、幅広い分野において申請により認められてきたものであります。</p> <p>この制度が廃止され、軽油取引税の課税対象となった場合、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるばかりでなく、地域経済にも計り知れない影響を与えることが懸念されます。</p> <p>以上のことから、次のことについて要請します。</p> <p>1. 索道事業のための免税軽油制度について継続すること。</p>	長野県索道事業者協議会 長野・岳北支部代表者 支部長 石黒晶久	採択 ※意見書として提出
陳情書 安心・安全の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める	<p>1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護委員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。</p> <p>2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。</p> <p>① 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。</p> <p>② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。</p> <p>③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。</p> <p>3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。</p> <p>4. 患者・利用者の負担を軽減すること。</p>	長野県医療労働組合連合会 執行委員長 小林吟子	採択 ※意見書として提出